

尼崎市教育委員会 様

校則に関する提言書

尼崎市子どものための権利擁護委員会

目 次

1	はじめに～本提言書の趣旨	1
2	校則とは何か	3
3	当委員会の視点	5
4	救済の申立てをした中学生（申立人）の主張	7
5	当委員会による市内中学校の校則調査	8
6	当委員会の意見と提言	8

1 はじめに～本提言書の趣旨

(1) 尼崎市は、尼崎市子どもの育ち支援条例の前文において「子どもは、今を生きる存在であるとともに、未来への希望であり、私たちのまちの宝です」と述べ、「子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参画する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々と関わりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にできる心、他者を尊重する心、規範意識等が生まれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます」とし、「全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意」している。

当委員会は、同条例の理念に基づき、令和3年4月に設置され、同年7月1日から活動を開始した。当委員会は、他の行政機関から独立した組織であり、子どもの権利救済と意見表明支援に係る専門性を有する機関である。当委員会には3つの機能があり、①調査・調整機能、②提言機能、③広報・研修機能がある。

(2) 活動開始から、多くの子どもたちから直接相談を受けてきたが、調整活動に入ったケースでは、校則や生徒指導に関するものが多かった。実際に、ある校則の特定の規定について学校に説明を求めに行き、学校から子ども本人に対してその校則の意味を説明してもらったケースもあった。

昨今、「ブラック校則」などという言葉がマスコミ報道等で聞かれる機会が増えた¹。生徒の

人権を不当に侵害し、その人格的利益を不当に脅かしているのではないか、過度な制約ではないか、合理的に説明ができない規定があるのではないかなどの指摘である。

最近では、教員から頭髪を黒染めにしてくるよう繰り返し指導を受けた高校生が、指導に従わなければ別室指導等になることを告げられたことなどから不登校になり、不登校になったあとも、生徒名簿から氏名を削除され、教室から机と椅子を撤去されるなどしたという事例²が注目された。

(3) 令和3年6月8日には、文科省は、「校則の見直し等に関する取組事例について」(事務連絡)を発出し、教育委員会や学校等に対して、校則の見直しをするよう促した³。そこでは、「生徒指導提要(平成22年3月文部科学省)においても示されているとおり、校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。」「児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。」としながらも、「学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もあるほか、学校のホームページに校則を掲載することで見直しを促す例もあります。」と指摘した上で、「各教育委員会や学校等においては、別添の取組事例も参考としながら、引き続き、学校や地域の実態に応じて、校則の見直し等に取り組んでいただきますようお願いいたします。」と指摘している。

(4) そして、令和4年12月には、生徒指導提要が改訂された。そこでは、児童の権利に関する条約に基づく4つの原則が明記されるとともに(32頁以下)、校則の見直しや公表について言及され(101頁)、「その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。」「その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます。そのためには、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続を踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望まれます。」と指摘されている。

(5) 校則を巡る動きを踏まえ、当委員会は、尼崎市教育委員会からの協力のもと、尼崎市内の中学校(5校)を対象に、校則の見直し状況を調査してきた。

そして、折しも、令和4年10月9日、尼崎市内の中学生から、在籍の中学校に対して校則の見直しをずっと訴えてきたにもかかわらず、それが進まないことで精神的に苦痛を被って

いるという救済申立てを受けた。

このような救済申立てをも踏まえ、当委員会は、校則見直しに関する留意点を提言することにした。

なお、本提言は、調査をした中学校の校則そのものについて、その当不当を指摘するものではない。

2 校則とは何か⁴

(1) 校則とは

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められており、小学校では「〇〇学校のきまり」、「生活のきまり」、「よいこの一日」、中学校・高等学校では「校則」、「生徒心得」などと呼ばれている。これらは、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校において定められている⁵。

窪田眞二＝澤田千秋著の「教育法規便覧」（令和4年版。学陽書房）487頁によれば、校則とは、「生徒心得、生徒規則等と通称されるように、学校の設置の認可・届出の添付書類としての学則（学校教育法施行規則3条）とは異なり、生徒としての生活指針となる学習上・生活上心得るべき事項を定め、学校としての生徒指導の大綱となる原則を示した学校内規の一種である」。そして、校則は、「教務内規や懲戒規程と同様、学則の委任を受け、あるいは施行細則として制定され、たがいに関連しあって生徒指導面での効果を挙げることが期待されている」とされている。

(2) 校則の法的根拠

校則を誰がどのような事項を対象として、どのような内容の校則を、どのように制定するのかについて定めた法令の規定は存在しない⁶。

もっとも、校則が制定される根拠に関しては、学校長に、教育目的を達成するために必要な事項を校則や生徒心得などの形式で制定できる包括的権能があり⁷、その内容については、基本的には、学校長の専門的、技術的判断にゆだねられるべきものであるとされる。このように、校則を制定できる根拠は、学校長の権能に属するものであり、そこには広範な裁量があると言われる。もっとも、学校長の裁量も全くの自由裁量ではなく、「中学校における教育に関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲において是認される」⁸。近年の裁判例では、「校則等が学校教育に係る正当な目的のために定められたものであって、その内容が社会通念に照らして合理的なものである場合には、裁量の範囲内のものとして違法とはいえない」と指摘されている⁹。

(3) 校則の意義・機能

校則には2つの機能がある¹⁰。1つには、学校が集団生活の場であることから導かれる機能であり、児童生徒が守るべき学校生活におけるルールを定め明示する機能である。2つには、児童生徒が心身の発達過程にあることから、社会規範の遵守について適切な指導を行う必要があり、生徒指導を行う上での準則という機能である¹¹¹²。

これら機能から、校則の意義・目的を明確化すると、次のとおりとなると思われる。

① 校則は、児童生徒の心身の安全や名誉を守り、あるいは、児童生徒の健康を害することのないようにするための集団生活上のルールを定めるものである。

② 校則は、生徒指導の目的を達成するために援用されるものである。

この点、生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである¹³。また、生徒指導の目的は、児童生徒一人ひとりの個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えるものである¹⁴。

(4) 校則の課題

校則に関しては、様々な課題が指摘されている。

ア まず、上記(2)で指摘した裁判例に関しては、憲法学者から、次のとおり指摘されていることに留意すべきである¹⁵。以下引用する。

① 校則の中で定められている個々のルールの合理性が問われなければならないこと¹⁶。

② 校則の内容に合理性があっても、実際の校則違反に対する指導の合理性は切り離して考えるべきであること。

③ 校則には、法的性質や権利制限の程度範囲の異なる様々なルールが定められているのであり、広範な裁量は、教育のためならば何でも許されることを意味しないこと。

イ また、裁判例では、校則そのものについては強制ではない旨の指摘がなされ、それ自体から児童生徒の権利侵害はないとされることが多い¹⁷。

これに対し、憲法学者から、次の指摘がなされている¹⁸。

「校則は強制ではないとの説明は、現場の感覚とはかけ離れている。」

「第一に、法的な強制力がないとしても、事実上の強制性はかなり強い。」「校則に反した場合にどんな不利益な扱いを受けるか分からない。」「中学校の場合には、高校入試に直結する内申点評価権能がある。内申点は、ペーパーテストの点数のような比較的客観的に認定できる要素の他に、授業態度のような担当教員以外は把握できない要素によっても評価される。校則違反が教科の成績評価で不利益な事情と扱われる可能性を恐れて、生徒は校則の遵守へと駆り立てられる。」

「第二に、校則には離脱可能性がない。」「自分の入学した学校の校則が理不尽であることに気付いたとしても、別の学校に転入するのは難しく…転校や高卒認定試験などの制度はあるが、気軽に選べる選択肢ではない。」

「このように、実際の学校現場では、校則は時に法律以上に強い拘束力を発揮する。」

ウ 福岡県弁護士会は、2021年2月17日付で「中学校校則の見直しを求める意見書」を公表し、その中で、次のとおり指摘する。

校則を検討するにあたっては、①規制に真に必要な学校教育上の目的が認められること、②規制目的と規制手段(態様・程度)が実質的に合理的関連性を有することの2つの要件を満たしていることが必要であり、いずれかの要件を満たさない場合には当該校則については廃止や見直しが必要となる。

エ なお、校則の見直しは、地域によっては進んでいるようであり、たとえば、熊本市教育

委員会は、2021年3月に、「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」を定め、市教委が校則の見直しをけん引している。

3 当委員会の視点

(1) 子どもの権利の視点

子どもは、人権を享有する主体であり（憲法11条）、個人として尊重される（同13条）。また、子どもには「その学習欲求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利」（学習権）があり¹⁹、これは憲法26条から導かれる人権である。さらに、平等に学習する機会が提供されなければならない（同14条）。

また、1994年に日本が批准した子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）では、子どもは、「権利の主体」であり、「権利行使の主体」であることが明らかにされている。とりわけ、同条約12条の子どもの意見表明権は重要である。国連子どもの権利委員会の一般的意見4号に、「自由に意見を表明し、かつその意見を考慮される権利（12条）も、健康・発達に対する思春期の青少年の権利を実現するうえで基本的な重要性を有するものである」とある。

この点、国連子どもの権利委員会は、日本に対し、学校制度において子どもが参加する権利（同12条）が制限され、子どもの意見の尊重が限定的なものとされていることを懸念する旨勧告をしているところである。2010年6月の最終見解において、「学校が児童の意見を尊重する分野を制限していること、政策立案過程において児童が有するあらゆる側面及び児童の意見が配慮されることがないことに対し、引き続き懸念を有する。委員会は、児童を、権利を有する人間として尊重しない伝統的な価値観により、児童の意見の尊重が著しく制限されていることを引き続き懸念する」と述べている。

このように校則を考えるにあたっては、子どもの意見表明権や表現の自由、学習権保障の観点、平等原則の観点など、子どもの権利の観点から、再点検されるべきである。

(2) 生徒指導の実践上の視点

他方で、校則は、上記のとおり、生徒指導の際の準則という機能がある。生徒指導の実践上の視点としては、①児童生徒が、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を実感すること（自己存在感の感受）、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を提供すること、④安全・安心な風土を醸成することの4点があると言われている²⁰

そうすると、校則を援用しながら生徒指導をするにあたっては、これら4点からその生徒指導に合理性があるかどうかという視点から、再点検されるべきである。

(3) 校則を検討する上で留意されるべき視点

上記2及び3(1)及び(2)を踏まえ、当委員会が提示する、校則を検討する上で留意するべきと考えられる視点は、次のとおりである。

ア 「校則の目的」の吟味

校則は、①児童生徒の心身の安全や名誉を守り、あるいは、児童生徒の健康を害することのないようにするという目的、ないしは、②児童生徒一人ひとりの個性の発見とよさや

可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える目的で策定されるものであること。

イ 「校則の個別規定の合理性」の吟味

① 第一準則：合理性判断

校則にある個別規定について、当該規定が存在する目的に照らして、合理性を有していること。これを吟味するにあたっては、子どもの権利に対する、不当あるいは過度な制約になっていないかが検討されること。

② 第二準則：より厳格な判断

校則にある個別規定によって制限される子どもの権利や人格的利益の性質によっては、当該校則上の規定が策定された目的が教育的観点から合理的であったとしても、その制約に合理的根拠があるかについて厳格に判断されなければならない場合（たとえば、当該目的を達成する上でより制限的でない他の手段があるか否かを検討すべき場合）があること。

ウ 「校則の存立基盤」の吟味

校則は、学校長による包括的権能により制定されるものであるにしても、2(4)イにあるとおり、児童生徒に及ぼす影響は大きい。子どもの権利条約12条によれば、子どもは自己に影響を及ぼすあらゆる手続において、自己の意見を聴取される機会を与えられることになっている。これは、子どもの意見表明権を行使する機会を実質的に保障する趣旨である。

したがって、校則が存立する基盤として、その策定過程や改訂過程において、在籍する児童生徒の意見が聴かれるというプロセスを経ていることは必要条件となる。これは、形式的に意見を聴くというのではなく、児童生徒の意見がきちんと聴かれたと言えるだけの内実を伴ったものでなければならない。また、校則を見直して欲しいという意見を述べる児童生徒がいたとしたら、その意見が取り上げられ、校則改訂の手続に反映されるべきである。

このように、児童生徒の意見が適切に聴かれるというプロセスを経て、校則が定められ、あるいは、見直しされているかが吟味されなければならない。また、校則改訂のためのルールを定めた手続規定を定めるべきであり、その手続規定を策定・改訂するにおいても、児童生徒の意見が適切に聴かれているかが吟味されなければならない。

エ 「校則の適正な運用」の吟味

校則違反が生じたときの生徒指導の場面においては、①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定の場の提供、④安全・安心な風土の醸成の各視点から、合理的な指導ができているかが吟味されなければならない。

オ 「校則の公表」の有無・程度

校則は、各学校のホームページなどで公表されるべきである。これを公表することで、当該校が、どのような教育目標のもとに、自校の児童生徒に、どのような大人になってもらいたいのか、そのためにどのような生徒指導を実践していくのが、保護者及び地域に伝わり、ひいては、学校運営に対する信頼の向上につながる。

4 救済の申立てをした中学生（申立人）の主張

(1) 当委員会が、校則について調査をしていたところ、市内の中学生が、当委員会に対し、在籍の中学校に対して校則の見直しをずっと訴えてきたにもかかわらず、それが進まないことで精神的に苦痛を被っているという救済の申立てをした。

(2) 申立人は、「校則に納得したい」という思いがあり、校則についての嫌なエピソードとして、以下を述べた。

- ・靴下、靴、下着は白色しかだめで、下着までチェックされた。眉毛を剃るのが禁止で、眉毛チェックがあり、もともと薄いのがコンプレックスで剃ってもないのに「剃っているやろ」と言われ、傷ついた。
- ・男子は靴下自由なのに女子は指定の靴下しかだめで金銭的にも差があるし、夏場は靴下が黒で熱くなったりして不満。また男子との制服の柄があまりにも違うかったり、男子は青、女子はピンクなど男女での色の押し付けがある。
- ・高校は校則が緩いので今は大丈夫だが、在籍の中学校で、隣の中学校は三つ編みが OK で、在籍の中学校はダメなのでひたすら疑問だった。生徒会だったので先生たちにも抗議をしましたが、はぐらかされて変わらないまま、申立人は卒業した。

申立人は、ツーブロックの禁止を見直して欲しい、下着の色や髪型まで縛るのは時代遅れ、髪型自由にしてほしい、自分らしく生きれないのは全て不満とも述べた。

(3) そして、申立人としては、以下を提案したいという意見である。その際には、SDG's の視点を採り入れるべきであると述べている。

- ① 意見を言える場を…生徒が意見を言える場を最低年3回作って欲しい（学校討議や意見箱など）。
- ② 回答が欲しい…先生から回答がほしい。検討しますなど禁止。必ず全校生徒に公開。
- ③ 情報公開を…ホームページにきちんと情報（校則、生徒指導の方法、生徒からの意見の回答）を提示して欲しい。
- ④ 校則のガイドラインを策定して欲しい

…そのガイドラインには次の項目を入れてほしい。

- ・校則全て男女でわけず、全生徒共通
- ・文化や生まれ持った性質に対して、許可が必要な校則の廃止
- ・風紀検査の際は、直接肌に触れたり、生徒が直立した状態で見えない場所を無理矢理見る行為（服をあげさせたり）を禁止
- ・理由を明確にし、全教師答えられるようにし、同じ判断をとる

(4) 当委員会の立場は、学校・教育委員会は、申立人の上記主張を真摯に受け止めるべきであるというものである。申立人は、SDG's の視点をあげているが、誰一人取り残されない、持続可能な教育を実践し、多様な人材を育成していくことが教育の役割であることからすれば、このような視点は、校則の問題に限らず、学校経営やクラス運営に、広く取り入れられるべきである。

5 当委員会による市内中学校の校則調査

(1) 当委員会は、尼崎市内の中学校5校を訪問し、校則見直しの現状をヒアリングした。

以下の①～⑥についてインタビュー形式で調査をした。

- ① 調査実施日、ヒアリング対象の教員
- ② 校則の構成
- ③ 校則の改訂状況（改訂中であるか否か。今後も改訂予定か）
- ④ 改訂した校則の内容

校則の例として（文科省「生徒指導提要」参照）

- ・通学に関するもの（登下校の時間、自転車の使用等）
- ・校内生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、挨拶等）
- ・服装、髪型に関するもの
- ・所持品に関するもの
- ・欠席や早退等の手続、欠席の扱い、考査に関するもの
- ・校外生活に関するもの（交通安全、校外での遊び、アルバイトなど）

- ⑤ 校則改訂プロセス（子どもの意見をどのようにして反映させたか）
- ⑥ その他特色など

(2) 調査結果は、別紙「訪問によるヒアリング調査結果」のとおりである。

6 当委員会の意見と提言

(1) ヒアリング調査による所見

市内中学校5校を訪問しヒアリングをした結果、いずれの学校も校則改訂に向けて動いていること、LGBTQ に対する配慮を進めようとしていること、生徒からの意見を聴きながら校則改訂を進めようとしていることを確認できた。現状の校則に課題を見出し、これを改訂しようという動きをしていることは大いに評価されるべきことである。

他方で、校則改訂の視点が必ずしも明確ではないという課題がみられた。また、“校則を緩める”ことによって、生徒の問題行動が増加するのではないかを懸念する声も聴かれた。この点、次項のとおり、この懸念は杞憂であることを明らかにする調査結果がある。

各学校においては、校則の意義や目的を明確化し、その目的を達成する上で、真に合理的な規定なのかを改めて検討いただくべきであると考えます。なお、校則改訂の視点に、インクルーシブ教育実践の観点も加えるべきである。

(2) “校則を緩めたとしても、生徒の問題行動は増えない”こと

尼崎市立大庄北中学校の市田直大教頭は、「校則の見直しと、それに伴う問題行動件数との相関関係の考察」を行った。この考察では、過去5年分の問題行動集計結果の件数をつぶさに検討し、その間に、校則の改正を行ってきたこととの相関関係を検討している。これによれば、平成29年度から令和2年度まで、生徒の問題行動の最多は平成30年度であり、最小が令和2年度であり、その差が24件であるが、当該校では、平成30年度～令和2年度にか

けて校則を継続して見直してきているのであり、このことから、校則の見直しと生徒の問題行動との間に相関関係はないと指摘されている。そして、市田教頭は、『怒られた』としか印象が残らない指導を改め、『考えられる』『周囲の者の様子・気持ちを察せる』生徒指導を目指し、実現」するべきであると述べている²¹。

(3) 当委員会の意見

尼崎市内の各学校においては、本報告書3(3)で指摘した「校則を検討する上で留意されるべき視点」を参考に、引き続き、校則の改訂に取り組んでいただきたいと考える。また、尼崎市教育委員会は、校則の改訂を促すために、校則改訂のガイドラインを策定したのであれば、それを公表するべきである。さらに、各学校においては、児童生徒から意見を聴きながら校則を改訂するための手続規定（手続上のルール）が定められるべきである。

教師は、児童生徒に対し強い影響力、支配力を有し（いわゆる旭川学力テスト事件（最高裁昭和51年5月21日判決）で指摘されている）、「対子どもとの関係で、教師が事実上の権力主体であることは看過されるべきではない。…教室では、子どもが、教師個人の思想を押し付けられる『囚われの聴衆』となるおそれにも注意しておくべき」（毛利＝小泉＝浅野＝松本「憲法Ⅱ人権」（有斐閣,2022）378頁）という指摘があることに留意するとともに、本報告書4に記載の市内の中学生の意見を大いに参考にすべきである。

最後に、当委員会の提言ポイントをまとめると次のとおりである。

- 校則の意義の一つは、児童生徒に安心安全な学校生活を過ごしてもらうためのルールであること。
- 校則の意義のもう一つは、教育的観点から、児童生徒に、社会生活上の規範（共感的な人間関係を育成することを含む）を身に付けてもらうという観点から定められるものであること
- 校則は、子どもにきちんと説明できるルールであるべきこと（子どもからの説明要求に耐えられるものであること）。説明責任は学校にあること。
- 校則見直しのためのルールを定めた上で、校則の見直しの際には子ども参画が必要であること（生徒自ら考え、自ら決めていくという仕組みであるべきこと）²²
- 校則は、公表されるべきこと

以 上

【参考文献】

- 1 荻上チキ＝内田良編著「ブラック校則―理不尽な苦しみの現実」(東洋館出版,2018) など。
- 2 大阪地方裁判所令和3年2月16日判決。
- 3 令和3年6月8日文科科学省初等中等教育局児童生徒課「校則の見直し等に関する取組事例について」
- 4 校則の歴史については、大津尚志「校則を考える―歴史・現状・国際比較―」(晃洋書房,2021) が詳しい。同書33頁によると、1988年4月に、同年3月に中学校において校則に違反する髪型の生徒の写真を卒業アルバムから外すという事件が起き、これをきっかけに、文部省(当時)は、「校則の見直し」を指示するようになった、とのことである。
- 5 文部科学省「生徒指導提要」(令和4年12月)101頁
- 6 横田守弘「校則によるバイク制限」(長谷部＝石川＝穴戸編「憲法判例百選I第7版」(有斐閣,2019)48頁)。
- 7 熊本地方裁判所昭和60年11月13日判決、高知地方裁判所昭和63年6月6日判決、最高裁判所平成3年9月3日判決、最高裁判所平成8年7月18日判決、大阪地方裁判所令和3年2月16日判決参照。
- 8 熊本地方裁判所昭和60年11月13日判決、最高裁判所平成3年9月3日判決、最高裁判所平成8年7月18日判決参照
- 9 大阪地方裁判所令和3年2月16日判決
- 10 文部科学省「生徒指導提要」(令和4年12月)101頁参照。
- 11 木村草太「連載 憲法と学校 第7回 大阪髪染め校則訴訟を読む―不登校・別室での教育」(「書齋の窓」681号,有斐閣,2022)16頁以下によれば、同訴訟の事例を基にして、校則とは、「教育方法の基準」であり、強制的に別室において、別の教育課程を受けさせられることになったことの是非が問われなければならない、と指摘する。なお、同論考は、校則は、一般的に、①学校による直接強制、②出席停止・退学といった懲戒処分、③単位認定・卒業認定からの排除といった強権的な措置を根拠づける規則だと思われているが、①については、学校の教職員が、児童生徒に実力を行使できる旨を定めた法律は存在しないこと、②については、懲戒処分の基準は文部科学大臣が決定することになっており(学校教育法11条)、これを受けた学校教育法施行規則(文部科学省令)は、懲戒のうち、特に重要な退学・停学・訓告の三種類を列挙し、これを校長の権限とするものの(同26条2項)、単に校則違反というだけで、懲戒処分が適法になるわけではなく、特に、退学処分は重大な影響があるため、改善の見込みのない性行不良・学業不振・正当理由なき欠席・学生等の本分に反したことという要件を満たす必要がある(同3項1～4号)こと、③については、教科内容にかかわるもので、学習指導要領によって決定される(学校教育法33条・48条・52条、学校教育法施行規則52条・74条・84条参照)のであり、指導要領の内容を適切に修了したにもかかわらず、髪型を理由に単位や卒業を認定しないとすれば、学校教育法違反である、と指摘する。
- 12 裁判において、校則自体に法的拘束力が認められることはほとんどない。木村草太「連載 憲法と学校 第7回 大阪髪染め校則訴訟を読む―不登校・別室での教育」(「書齋の窓」681号,有斐閣,2022)22頁の脚注(7)及び(8)参照。
- 13 文部科学省「生徒指導提要」(令和4年12月)12頁
- 14 文部科学省「生徒指導提要」(令和4年12月)13頁。
- 15 大島佳代子「校則裁判―黒染め訴訟からみた校則の合理性―」(季刊教育法211号,2021)6頁
- 16 個々の当該ルールが定められた目的や合理性を検討するのが裁判例の主流である(大阪地裁平成7年1月27日判決、名古屋地裁平成7年8月21日判決など)。
- 17 熊本地方裁判所昭和60年11月13日判決、東京高等裁判所平成元年7月19日判決参照。
- 18 木村草太「連載 憲法と学校 第8回 校則問題への法的対処」(「書齋の窓」682号,2022)17頁以下。
- 19 最高裁昭和51年5月21日判決(いわゆる、旭川学力テスト事件)参照。
- 20 文部科学省「生徒指導提要」(令和4年12月)14頁以下参照。

²¹ 市田直大「校則の見直しと、それに伴う問題行動件数との相関関係の考察」(2022)

²² 熊本市教育委員会「校則・生徒指導のあり方を見直しに関するガイドライン」(2021年3月)、宮崎県弁護士会「校則見直しQ&A」(2022年8月)。